

第 6 章

農業に関する Q&A

野生鳥獣に関するQ&A

	Q	A
Q1	<p>野生鳥獣とは？</p>	<p>野生とは「飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している常態」を指し、また、鳥獣とは「鳥類または哺乳類に属する野生動物」を指します。野生鳥獣は法律(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)により乱獲などがされないよう保護されています。ただし、次のような種についてはこの法律の対象にはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 飼主の元を離れ市街地や集落などを徘徊している「ノラ犬」や「ノラ猫」 ② 環境衛生面で問題のある「ドブネズミ」 ③ 農林業活動において支障がある場合の「モグラ類」と「ノネズミ」
Q2	<p>野生鳥獣を捕まえることは可能ですか？</p>	<p>先に述べたように、野生鳥獣は法律により守られた存在ですが、限定的に捕獲等が認められる場合もあります。代表的なものは次のとおりです。</p> <p>【狩 猟】 猟期内(福島県は11月15日～2月15日、ただしイノシシ及びニホンジカは3月15日)に狩猟する場合。対象は法令で定められた狩猟鳥獣(鳥類26種・獣類20種)に限られます。猟をする場合は、狩猟免許の所持と狩猟者登録※が必要となります。</p> <p>※狩猟免許・狩猟者登録について 福島県県北地方振興局・県民生活課 (電話 521-2709)へ直接お問い合わせください。</p> <p>【有害捕獲】 農作物等に現に被害をおよぼしている場合に限り、該当する鳥獣を県知事または市長の許可(種により異なります)を得て捕獲することが可能です。実施にあたっては、例外※を除き、狩猟免許等の所持が必要となります。</p> <p>※塀等の囲いのある住宅等敷地内で銃器を使用しない方法で捕獲する場合に限り、狩猟免許を所持していなくても捕獲等の実施が可能です。</p>

Q3	農作物をサル、クマ、イノシシ等に荒らされ困っています。	<p>まず、追い払いや電気柵設置などの防除対策を検討・実施してください。それでも被害が軽減できない場合は、先に触れた「有害捕獲」を行うことができます。要件を満たしていればご自身で行うことも可能ですが、組合員の方は最寄りのJAで相談されることをお勧めします。必要性が認められればJAが申請者となり、有害捕獲を実施[※]します。</p> <p>※被害の様相・地域実情等を加味した総合的な判断に基づくため、実施を見送る場合もありますのでご注意願います。</p>
Q4	クマを目撃した！	<p>クマは臆病な動物なので自ら近づき襲い掛かることは稀なのですが、「突然の出会い」では防衛本能から攻撃することもあります。次のことに注意し冷静に対処してください。</p> <p>①遠くにいることに気付いたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走ったり大声を出したりせず、落ち着いてその場を離れましょう。威嚇して追い払おうなどと考えるはいけません。 <p>②近くにいることに気付いたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急な動作をせず、後ずさりしながらゆっくりその場を離れましょう。 <p>③子グマがいたら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くに親グマがいる可能性が高く、不用意に近づくと親グマからの攻撃を受ける危険が生じます。近づく他にも、位置的に親と子の間に入ってしまうと同様に危険が増すので、周囲に気を配りながら速やかにその場を離れましょう。(この場合も急な動作は厳禁です。)

(次ページへ続く)

Q5	クマに出会わないためには？	<p>クマの生態を良く知り、不用意な遭遇を避けることが重要です。特に、近隣でクマの生息が確認されている地域では、常に遭遇の可能性があるものとして警戒すべきです。</p> <p>①早朝、夕方、霧の出ている時は要注意！危なそうな場所へは近づかない、単独行動は避けるなどの注意が必要です。</p> <p>②クマ鈴などを身に付け、積極的に人の存在を知らせる。地面にラジオを置き鳴らすなどは、クマにも慣れが生じ、長期的には効果がありません。</p> <p>③クマのエサとなる庭先の柿・栗などは、誘引源となるのでなるべく早く収穫しましょう。また、耕作地とその周辺においては、廃果の投棄や放置、堆肥としての利用は誘引源となり得るので、適切な処理方法の検討が必要です。</p> <p>④クマの隠れ場所になる可能性がある家屋や耕作地周辺、また休耕地の草藪の刈払い、竹林の手入れなどを行い、日頃から見通しを良くしておきましょう。</p> <p>⑤耕作地においては、電気柵などの防除対策を検討してください。</p>
----	---------------	--

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業被害対策係
電話 024-525-3727

水路に蓋を掛けて通路として使用する際のQ&A

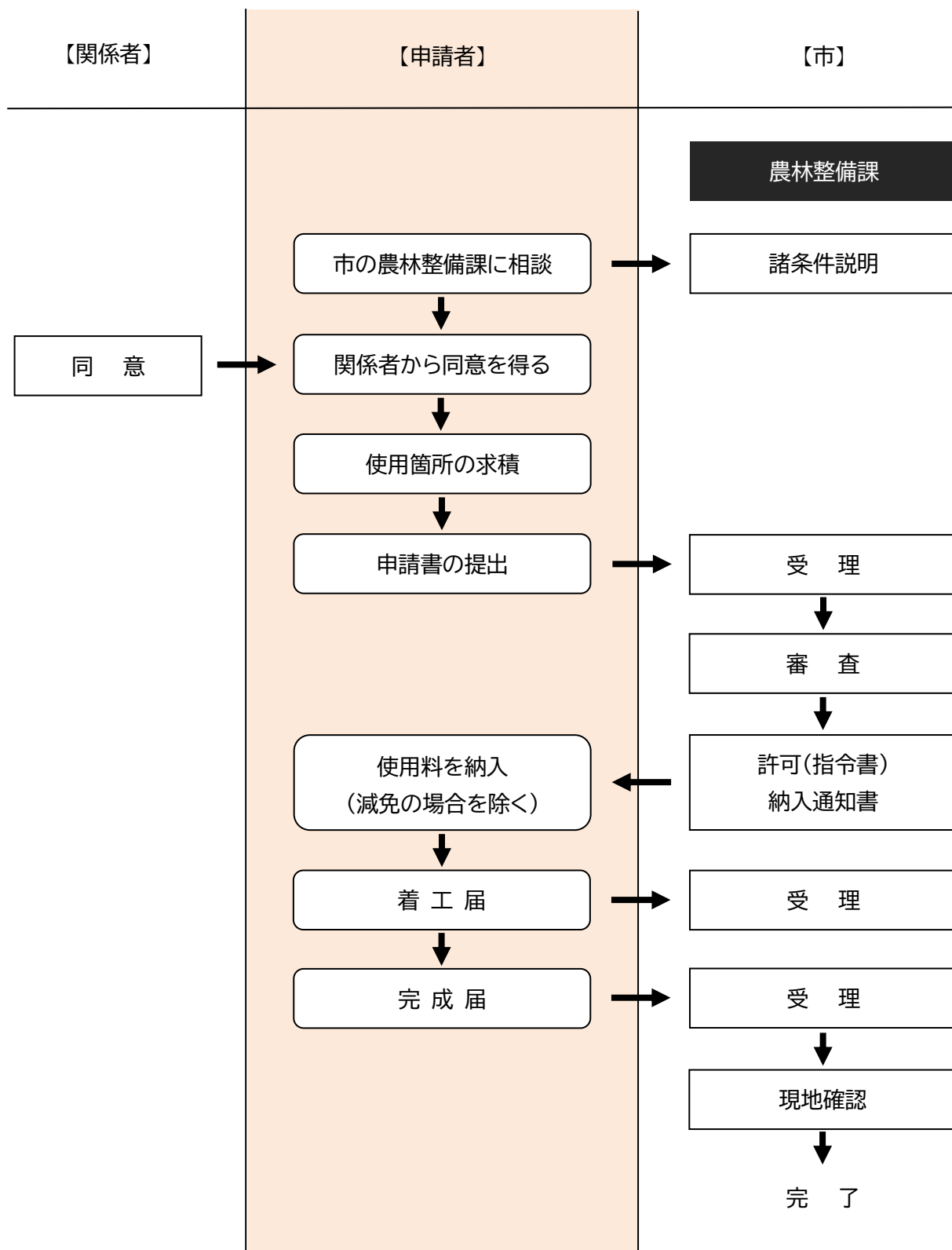
	Q	A
Q1	水路に蓋を掛けて通路として使用できますか？	○必要最小限の間口で許可できます。 ※諸条件があります。
Q2	諸条件とはどんなことですか？	○水利関係者と町会長等への同意が必要です。 ○使用箇所は、自動車が安全に通行できる構造としてください。 ○土砂上げ等を定期的に行い、責任を持って維持管理をしてください。 ○通路の安全管理は申請者が責任を持って行ってください。
Q3	使用許可を得るにはどうしたらいいですか？	○市の農林整備課にお問合せください。
Q4	使用料はかかりますか？	○間口が5m以下であれば、減免申請することで使用料は減免(無料)されます。 ○5mを越える場合は、1㎡につき年間160円の使用料となります。
Q5	使用許可期間はどのくらいですか？	○期間は5年間以内となります。 ※継続する場合は更新の手続きが必要です。
Q6	申請書はどのように提出すればいいですか？	○市の農林整備課へ申請書等を提出してください。 ・申請に必要な書類 ①法定外公共物使用許可申請書 ②位置図 ③公図写し ④求積図 ⑤構造図 ⑥同意書 ○許可になれば、市の農林整備課から許可書と納入通知書をお送りいたしますので、期日までに納めてください。 ※減免申請しているものは、許可書のみ送付されます。
Q7	許可を受けたあと、工事をするにはどうしたらいいですか？	○工事着手前に「着工届」、工事完了後に「完成届」を市の農林整備課に提出してください。

(次ページ:手続きの流れ参照)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 管理係
電話 024-525-3728

< 手続きの流れ >



※ 5年ごとに更新の手続きが必要です。

水路の払い下げ(用途廃止)を受ける際のQ&A

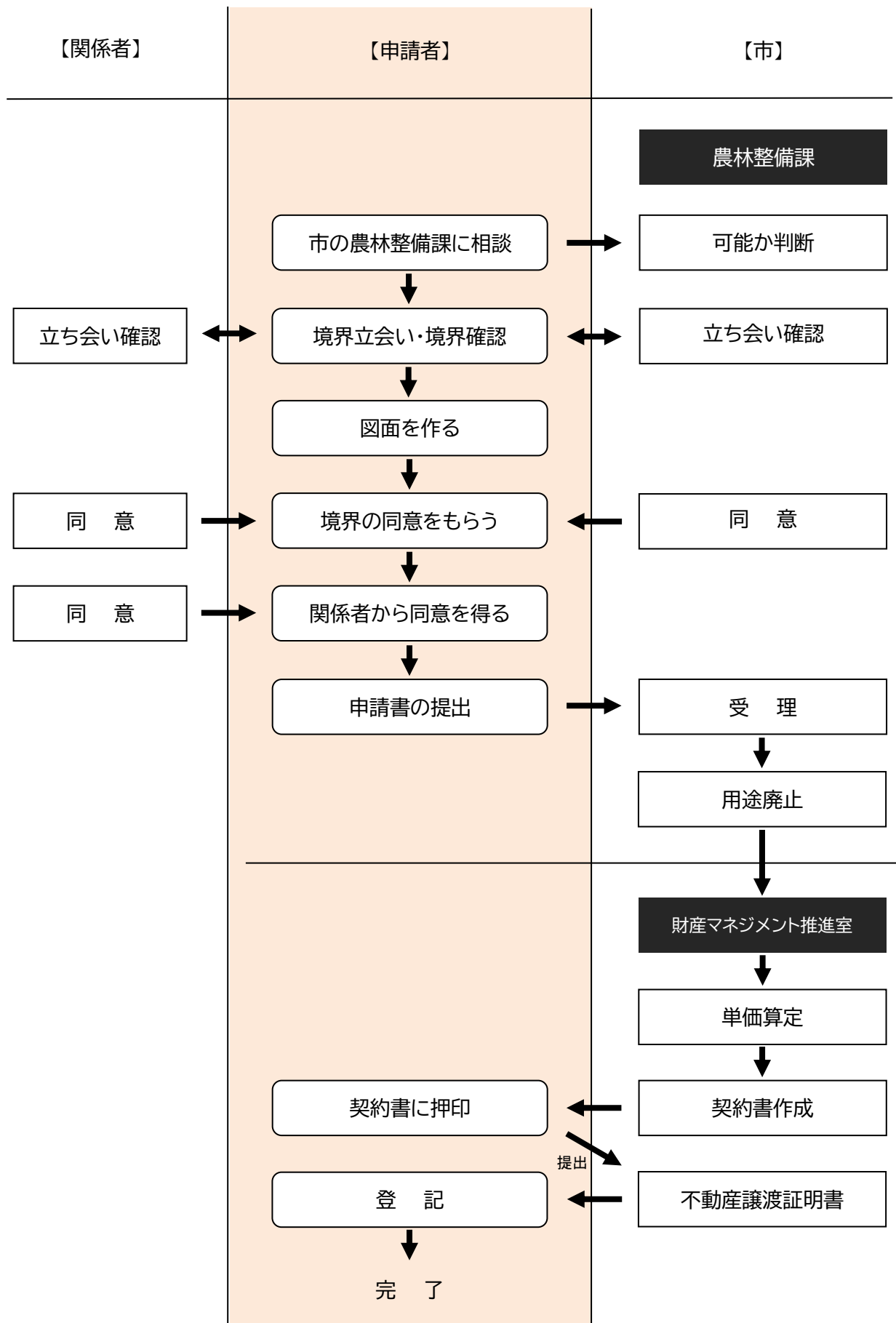
	Q	A
Q1	水路の払い下げはできますか？	○利用されていない水路の場合、水路としての用途を廃止したうえで、払い下げができます。 ○地主、水利関係者、町会長等の同意が必要です。 ○払い下げの申請は、市の財産マネジメント推進室が窓口となります。
Q2	用途を廃止するにはどうしたらいいですか？	○市の農林整備課にお問合せください。
Q3	申請書はどのように提出すればいいですか？	○市の農林整備課へ申請書等を提出してください。 ・用途廃止の申請に必要な書類 ①用途廃止申請書 ②位置図 ③公図写し ④実測平面図 ⑤地積測量図 ⑥同意書

(次ページ:手続きの流れ参照)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 管理係
電話 024-525-3728

<手続きの流れ>



ナラ枯れ被害に関するQ&A

平成21年9月に福島市北部に初めてナラ枯れの被害が確認され、以降市内各所で被害が確認されております。

健全な森林の保全を目的に森林病虫害等防除法に基づき、松くい虫による松枯れ被害及び、ナラ枯れ被害の拡大防止に努めております。

	Q	A
Q1	ナラ枯れとは何？	ナラ、シイ、カシなどのブナ科樹木が、ナラ菌を運ぶ「昆虫」によって枯れる森林被害です。
Q2	ナラ枯れ被害はなぜ広がるの？	ナラ菌を食するカシノナガキクイムシが、体内にナラ菌を入れ健全な木へ飛び移り、次々と伝染していきます。
Q3	ナラ枯れの特徴は？	① 8月頃、葉が紅葉しているように変色する。 ② 木の根元や幹に直径2mmほどの小さな穴があり、細かな木くずが根本に蓄積している。 ③ 冬になっても落葉しない。
Q4	カシノナガキクイムシにより枯れてしまった木はどう処理するの？	伐採し、薬剤処理をします。切り倒した木を1m程度に切り分け、1箇所を集めます。そこへ薬剤をかけ、ビニールシート(成分分解)で包み込む方法で処理します。
Q5	被害木を見つけた場合どうすればいいの？	Q3の答えの特徴が見られる森林を発見した場合は、農林整備課までご連絡をお願いします。
Q6	市役所に連絡すれば被害木を駆除してもらえるの？	森林法で定める森林内が駆除範囲となるため、それ以外の区域の被害木は、市では駆除できません。(森林法では、人家がある敷地や法人の管理地等は、森林外の地区となるため、駆除対象地区ではありません。)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

松くい虫被害に関するQ&A

福島市は盆地であり、山々を見回すと松林がいたる所に植生しており、その松林の松が茶色に変色した場合には松くい虫による松枯れ被害である可能性があります。

健全な松林の保全を目的に森林病虫害等防除法に基づき、松くい虫防除事業を実施し、松くい虫による松枯れ被害の拡大防止に努めております。

	Q	A
Q1	松くい虫とは何？	初夏、マツノマダラカミキリの成虫が体長1mmにも満たないマツノザイセンチュウを体内にかかえたまま元気な松へと飛びまわり樹皮を食べます。そのときにお尻の先から出てきたマツノザイセンチュウの食害により松葉は赤く枯れ、その枯れた松にマツノマダラカミキリが卵を産みつけます。カミキリの幼虫は柔らかい内樹皮を食べて育ち、越冬するため蛹室(ようしつ)をつくります。春、カミキリの幼虫が吐き出す二酸化炭素に樹内に分散していたマツノザイセンチュウが集まり、カミキリが蛹(さなぎ)になると腹部の気門内に潜り込みます。初夏、成虫となったマツノマダラカミキリが新たな松へ飛びまわることで被害が拡大していきます。
Q2	松が茶色になり、松枯れしてしまった時はどうすればよいのですか？	松くい虫が原因で松枯れになっている可能性がありますので、農林整備課まで連絡してください。
Q3	松くい虫により枯れてしまった松はどう処理するの？	市で処理する場合は枯れてしまった松を切り倒し、1m程度に玉切りしてから、それらをまとめ、マツノマダラカミキリの幼虫を駆除する薬品をかけて特殊なビニールシートで包み込む方法で処理します。
Q4	市役所に連絡すれば松を処理してもらえるの？	<u>森林病虫害等防除法に基づき守るべき松林として指定された区域以外は市では処理できません。</u> 処理できない場所は以下のとおりです。 【市で処理できない区域】 ●森林病虫害等防除法により指定されていない区域 ●森林法第5条により森林として指定されていない区域 ●個人の庭、民間企業や公益法人等が管理している敷地等に植生している松及び松林

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

山林の伐採や開発に関するQ&A

福島市の森林面積は、市総面積の約66%を占めており、林業経営による山林の伐採や民間企業の宅地造成等に伴う山林開発が行われています。

無秩序な山林伐採や開発行為による山地災害の防止や良好な森林の保全を目的とし、森林法に基づき「伐採及び伐採後の造林届出書」や「小規模林地開発計画」の届出について林業業者や民間開発企業等に指導を行っております。

	Q	A
Q1	山林を伐採するには手続きはいるの？	森林法第5条により指定されている森林であれば、その森林を伐採するときは、森林法第10条の規定により「伐採及び伐採後の造林届出書」を提出することが義務付けされています。 <u>未提出による伐採が悪質な場合と判断されれば、罰金や原形復旧などの罰則が付されることとなります</u> のでご注意ください。なお、届出書は伐採する30日前までに提出してください。
Q2	山林を開発するには手続きはいるの？	森林法第5条により指定されている森林であれば、1haを超える開発または、太陽光発電設備の設置のための開発行為で0.5haを超えるものについては、福島県北農林事務所へ「林地開発計画」を提出し県知事の許可を受ける必要があります。また、1ha以下の開発については福島市農林整備課に「小規模林地開発計画」を提出し行政指導を受ける必要があります。福島県北農林事務所へ「林地開発計画」を <u>未提出のまま開発行為を行った場合は、罰金や原形復旧などの罰則が付されることとなります</u> のでご注意ください。
Q3	「林地開発計画」や「小規模林地開発計画」を提出する時にも「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出は必要なの？	「小規模林地開発計画」を提出する時には、「伐採及び伐採後の造林届出書」を福島市農林整備課に必ず提出してください。 「林地開発計画」がある場合は、福島県北農林事務所へ伐採の計画について協議を行ってください。 様式のダウンロードは、左記 QR コードからどうぞ




お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

森林所有者届出制度に関するQ&A

	Q	A
Q1	なぜ届出が必要なのですか？	<p>森林の所有者が分からないと、</p> <p>①行政が森林所有者に対して助言等ができない。</p> <p>②事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられないことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正により設けられました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。</p>
Q2	どのような場合に届出が必要なのですか？	<p>個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{※1}の土地を新たに取得した場合に事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{※2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。</p> <p>※1 都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。</p> <p>※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは2週間以内に事後届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域: 2, 000㎡ ・その他の都市計画区域: 5, 000㎡ ・都市計画区域外: 10, 000㎡

<p>Q3</p>	<p>どのように届出を行うのですか？</p>	<p>所有者となった日から90日以内に取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要があります。</p>
<p>Q4</p>	<p>どのような届出書を提出するのですか？</p>	<p>届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入) ②その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、または、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類 <p>様式のダウンロードは、左記 QR コードからどうぞ</p> 

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 林務係
 電話 024-525-3729

国土調査(地籍調査)に関するQ&A

	Q	A
Q1	国土調査の図面を見たいのですが、どうすればよいですか？ また、費用はどのくらいですか？	農林整備課地籍森林係の窓口へお越しいただき、窓口に備え付けの申請書にお名前とご住所、お電話番号等をご記入になり、申請してください。地籍調査(国土調査)の地籍図や調査図を見たり(閲覧)、トレース(自分で写す)の場合は、1字 ^{あざ} 300円となります。また、地籍図のコピー(A2版)と調査図のコピー(A3版)をそれぞれ1枚300円で交付しています。
Q2	国土調査の境界杭が無くなってしまいました。境界杭を復元したいのですが、どうすればよいですか？	まず、無くなってしまった境界に接する土地の所有者と十分にお話し合いをしたうえで境界杭の復元測量が必要となりますので、 ○福島県土地家屋調査士会 福島支部 (528-8522) または ○一般社団法人福島県測量設計業協会 (523-1728) へご連絡のうえ、ご相談ください。 また、農林整備課地籍森林係では実施した地籍調査(国土調査)の資料を保管しておりますので、有料(300円/件)で資料を交付しています。
Q3	国土調査を実施していない地区でお隣との土地境界で揉めているのですが、どうすればよいですか？	お隣の土地所有者と十分にお話し合いをしたうえで解決することが理想的ですが、それでも解決しない場合は、 <u>福島地方法務局で筆界特定制度の申請と相談等を受け付けています。</u> 筆界特定制度 [*] とは、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人などの申請により、申請人の意見や資料提供を受けながら、外部の専門家である筆界調査委員からの実地調査や測量などの調査を行ったうえでの意見書により、筆界を特定する制度です。 ・この制度は、お隣同士での裁判をできるだけ避けるための制度です。

※ 筆界特定制度の問い合わせ先:福島地方法務局不動産登記部門筆界特定室 電話534-2048

■地籍調査について詳しくお知りになりたい方は、左記 QR コードからご確認ください。



お問い合わせ先

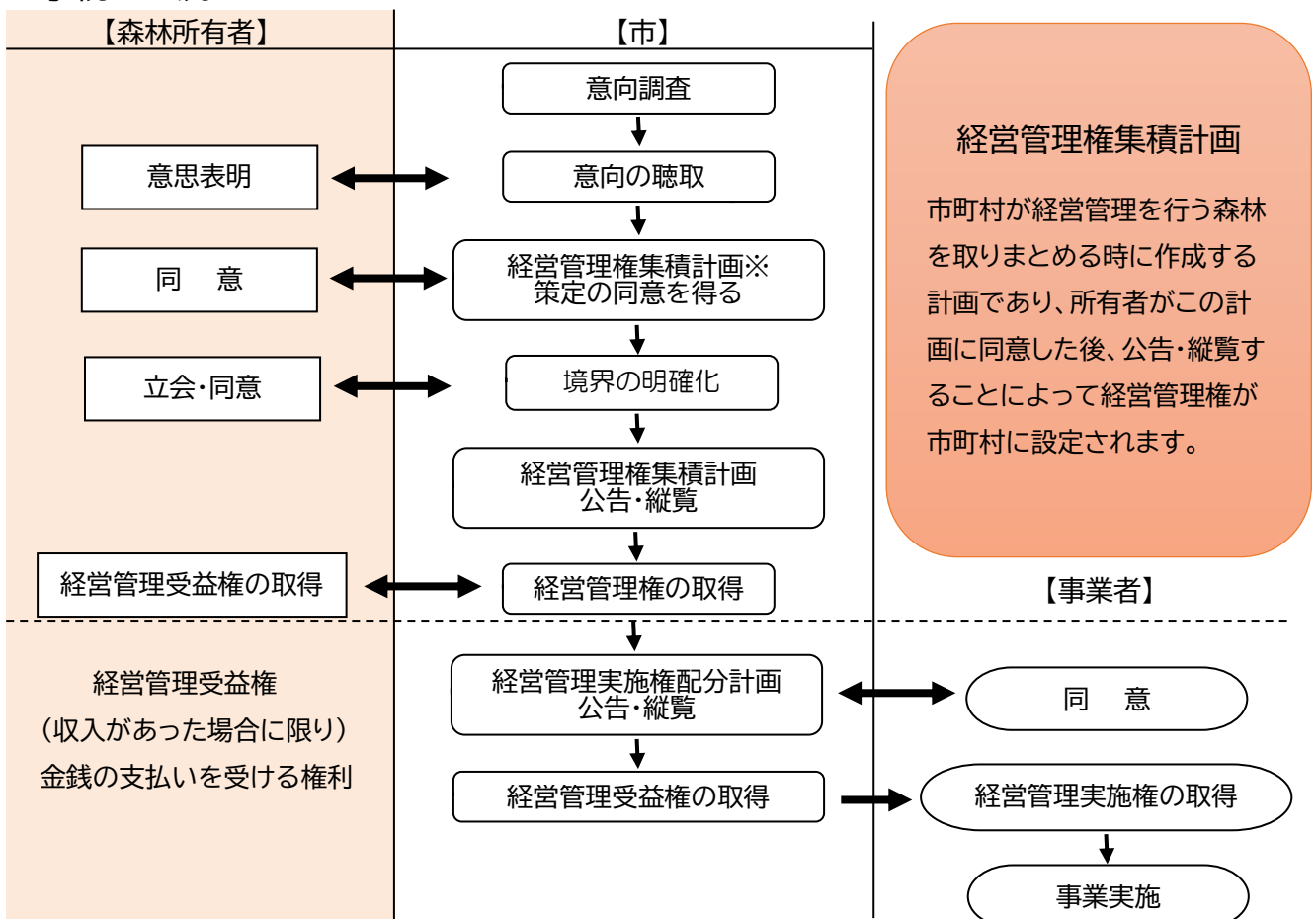
福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係
電話 024-525-3729

森林経営管理制度に関するQ&A

福島市では、市内の山林を適切に管理していくため、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、森林所有者の皆様にも所有山林の経営や管理の意向をお伺いし、所有者の方が市に経営や管理を委託できる「経営管理権」の設定を検討しています。

	Q	A
Q1	経営管理権を設定し行う経営管理の内容はどのようなものですか？	山林の主伐・造林・保育までを一括して行う場合や間伐や植林により健全な森林整備をするなど、森林所有者と市の話し合いにより定められます。
Q2	経営管理権は登記を要する権利ですか？	山林の造林・保育等を実施するためだけの権利であり、土地の所有権を変えるものではない為、所有者変更等の登記はありません。
Q3	所有者の費用負担はありますか？	市側ですべて手続するため、所有者負担はありません。

<手続きの流れ>



詳しい情報はこちらの QR コードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係
電話 024-525-3729

